

外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告書

( 年 月分)

財 務 大 臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日： \_\_\_\_\_  
 報 告 者： \_\_\_\_\_  
 名 称 及 び  
 代表者の氏名 \_\_\_\_\_  
 所 在 地 \_\_\_\_\_  
 責任者記名押印 \_\_\_\_\_  
 又 は 署 名 \_\_\_\_\_  
 担当者の氏名 (電話番号) \_\_\_\_\_

(単位：千米ドル)

売 却			買 入 れ		
件数	うち200万円相当額を超える取引件数	金額	件数	うち200万円相当額を超える取引件数	金額

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
  - 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
  - 3 銀行等を相手方として行った外国通貨又は旅行小切手の売却又は買入れ（居住者外貨預金勘定からの払出し又は同勘定への受入れを含む。以下同じ。）に係る計数については除くこと。
  - 4 「売却」欄には、外国通貨又は旅行小切手の売却件数、うち200万円相当額を超える取引件数及び売却金額を記入すること。
  - 5 「買入れ」欄には、外国通貨又は旅行小切手の買入れ件数、うち200万円相当額を超える取引件数及び買入れ金額を記入すること。
  - 6 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。なお、「うち200万円相当額を超える取引件数」欄の「200万円相当額」を算定するに当たっては、本省令第35条第2号の規定にかかわらず、外国通貨又は旅行小切手の売却又は買入れが行われた日における実勢外国為替相場を用いても差し支えない。

**「外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告書」 記入の手引**  
(直近改訂時点：2013年 4 月)

**1. 報告を要する者**

(1) 外為令第11条の2第5項第11号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関のうち外為令第11条の2第1項に規定する銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫（以下「承認銀行等」という）

(2) 外為令第18条の7第2項第2号ニに規定する外国為替業務（注1）に係る取引の月中の合計額が100万円に相当する額を超える者のうち、本邦において両替業務（注2）を行う者（承認銀行等を除く）

(3) 外為令第18条の7第2項第2号ニに規定する外国為替業務（注1）に係る取引の月中の合計額が100万円に相当する額を超える者に準ずる者として財務大臣が指定した本邦において両替業務（注2）を行う者（承認銀行等を除く）

(注1) 外国通貨又は旅行小切手（以下「外貨等」という。なお、外国通貨は現金が介在するものに限る）の売買。なお、外国通貨とは、海外の銀行券や硬貨等をいう。また、旅行小切手とは「トラベラーズチェック」（円建てを含む）をいい、銀行小切手や為替手形、約束手形等を含まない。

(注2) 外為法第22条の3に規定する「業として外国通貨又は旅行小切手の売買を行うこと」をいい、両替専門業、ホテル業、旅行業、小売業などがこれにあたる。

(注3) 100万円相当額の算出方法は、取引の相手方に拘らず（銀行等を取引相手方とする売買を含む）、外貨等の売却額と買入れ額を合算した金額（外貨預金勘定の入出金は「売買」に該当しない）であり、8. で報告対象としている「売却額」と「買入れ額」とは基準が異なるので注意すること。また、複数の店舗を保有する法人の場合は、店舗毎ではなく全店舗の合計額で判断すること。

(参考) 毎月の売買額が100万円前後の者は、あらかじめ財務大臣に申請し（3）の指定を受けることにより、報告の要否をその都度確認する作業が省略できる。本手続きに関する照会は、報告者から財務省（国際局調査課外国為替室）03-3581-4111（代表）に直接行うこと。

**2. 報告の根拠となる法令条文**

- (1) 報告省令第14条第1項第5号（1.（1）に該当する者）
- (2) 報告省令第18条第1項（1.（2）に該当する者）
- (3) 報告省令第18条第2項（1.（3）に該当する者）

**3. 報告書の提出先と照会先**

(1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 60番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱30号  
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)

(2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

**4. 報告書に計上する期間**

- (1) 1. (1) 又は (3) に該当する者：毎月中 (1日～月末日)
- (2) 1. (2) に該当する者：外為令第18条の7第2項第2号ニに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が100万円に相当する額を超えた月の翌月中 (1日～月末日)
- (注) 100万円相当額を超えた月ではなく、その翌月分の実績について報告すること。

**5. 報告書の提出期限**

翌月15日まで。

—— 提出期限が休日 (日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ) の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

**6. 提出部数**

1部

(注) 複数の両替店舗を有する法人の場合は、全店舗分の合計を記入すること (店舗毎の内訳は不要)。

**7. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート**

- (1) 金額単位：千米ドル (単位未満四捨五入)
- (2) 米ドル以外の通貨を米ドルに換算する場合のレート：報告省令レート
- なお、本報告書中「うち200万円相当額を超える取引件数」欄の200万円相当額を超えるか否かを算定するに当たっては、「報告省令レート」又は売買当日の「実勢外国為替相場」のどちらを用いても差し支えない (9. (5) ホ. 参照)。

**8. 報告の対象**

- (1) 本邦にいる者 (外国人旅行者等の非居住者を含む) との間で行った、外貨等の売買 (いわゆる「両替」であり、本邦通貨と外貨等との交換のほか、外貨等と外貨等との交換も含まれる) を報告すること。ただし、取引の相手方が銀行等の場合は報告対象外。

<具体的な事例と報告の要否>

全報告者共通の事例	報告の要否 (要：○、 不要：×)	参考
外貨等の売買を行った店頭客が非居住者であった。	○	本邦にいる者であれば居住性は問わない。
顧客が外貨等の売買を行った目的が旅行以外であった。	○	旅行目的以外の取引も報告対象となる。
円貨を対価として、円建て旅行小切手 (トラベラーズチェック) を売買した。	○	旅行小切手は、通貨の種類に関係なく報告対象となる。
販売用の外貨等を、本邦にある銀行等から購入した、又は顧客から購入した外貨等を、本邦にある銀行等に売却した。	×	銀行等を相手方として行う売買は全て対象外。
販売用の外貨等を、海外にある金融機関等から購入した、又は顧客から購入した外貨等を、海外にある金融機関等に売却した。	×	海外にいる者を相手方として行う売買は全て対象外。

- (2) 報告者が銀行等の場合は、(1)のほか、外貨等による居住者外貨預金勘定の入出金も報告すること。ただし、預金者が銀行等である場合は報告対象外。

<具体的な事例と報告の要否>

報告者が銀行等の場合の事例	報告の要否 (要：○、 不要：×)	参考
預金者（銀行等以外の居住者）が外貨預金勘定から外貨等のままで引出した、又は同勘定に外貨等のままで入金した。	○	預金者が銀行等でない場合は、売買と同様に報告対象となる。なお、預金者が銀行等の場合は報告対象外。
預金者（非居住者）が外貨預金勘定から外貨等のままで引出した、又は同勘定に外貨等のままで入金した。	×	非居住者預金勘定は全て報告対象外。
円預金勘定と外貨預金勘定を振替えた。	×	外貨（現金）が介在しないため報告対象外。
預金者が、満期を迎えた外貨預金を円貨に換算して払い戻した。	×	外貨（現金）が介在しないため報告対象外。

## 9. 記入の方法と留意点

### (1) 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

### (2) 「名称及び代表者の氏名」欄

代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。

### (3) 「責任者記名押印又は署名」欄

- イ. 報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり肩書は問わない。
- ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。
- ハ. 署名（自署）した場合は押印不要。

### (4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

- イ. 担当者は、報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
- ロ. 電話番号は、できるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

## (5) 「売却」及び「買入れ」欄

イ. 「売却」欄には、8. に記載した「報告の対象」のうち、次に該当する取引の件数と金額を記入すること。

(イ) 本邦にいる者への外貨等の売却。

(ロ) 報告者が銀行等の場合は、外貨等による居住者外貨預金勘定からの払出。

ロ. 「買入れ」欄には、8. に記載した「報告の対象」のうち、次に該当する取引の件数と金額を記入すること。

(イ) 本邦にいる者からの外貨等の買入れ。

(ロ) 報告者が銀行等の場合は、外貨等による居住者外貨預金勘定への入金。

ハ. イ. 及びロ. については、銀行等を取引の相手方とする売買（外貨等による居住者外貨預金勘定の入出金を含む）は含めないこと。

ニ. 「件数」欄には、200万円相当額を超える売買を含めた総売買件数（外貨等による居住者外貨預金勘定の入出金を含む）を記入すること。また、1回の売買を1件と数えること（外国通貨と旅行小切手を1回にまとめて売買した場合は1件とする）。

ホ. 200万円相当額を超える（200万円は含まない）売買の件数は、「うち200万円相当額を超える取引件数」欄に記入すること。なお、200万円相当額を超えるか否かを算定するに当たっては、「報告省令レート」又は売買当日の「実勢外国為替相場」のどちらを用いても差し支えない（7.（2）参照）。

—— 例えば、外貨と円貨を売買した場合は、当該円貨が200万円を超えるか否かで判断する。

## (6) 報告書に記入すべき事項（件数、金額）が皆無であった場合

イ. (5) に該当する報告事項が皆無の場合には、1.（1）又は（2）に該当する者は、同報告欄に「該当なし」と記入のうえ提出すること。一方、1.（3）に該当する者は、報告を要しない。

ロ. なお、(5) で集計した金額が、四捨五入の結果、報告単位に達しない場合は、「該当なし」ではなく「0」と記入のうえ報告すること。